

保護者様

貞静学園中学校・高等学校
校長 朴木 一史

インフルエンザ 受診報告書

医師の診察により学校感染症と診断された場合は、学校保健安全法の基準により、他の生徒への感染防止のため出席停止とします。

インフルエンザは、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで」とされています。登校を再開する際は、保護者様が記入の上、医療機関にかかった証明となるもの（病院の領収書や処方された薬の説明書等）のコピーを添付して、学校に提出してください。この提出をもって出席停止扱いとします。

生徒氏名： 中学 ・ 高校 年 組 番

停止期間： 月 日（ ） ～ 月 日（ ）まで

診断名 インフルエンザ （ ） 型

発症日 令和 年 月 日

受診日 令和 年 月 日

医療機関名

※裏面に領収書等のコピー等を添付して提出ください

下記の表に体温を記入してください

発症日	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月/日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
朝の体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
夜の体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

上記の通り、インフルエンザに罹患しましたが、発症から 5 日を経過し、かつ解熱日から 2 日を経過しましたので登校します。

年 月 日

保護者氏名

印

【インフルエンザの出席停止期間】

『発症した後5日間を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで』

※「～後〇日」とある時は、そのことが起こった日は含まず、翌日を1日として数えます。

※「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことを指します。

例	発症日	発症後5日間（出席停止期間）					発症後5日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後 1日目に 解熱した 場合		解熱 1日目 2日目 →					登校 OK		
発症後 2日目に 解熱した 場合			解熱 1日目 2日目 →				登校 OK		
発症後 3日目に 解熱した 場合				解熱 1日目 2日目 →			登校 OK		
発症後 4日目に 解熱した 場合					解熱 1日目 2日目 →			登校 OK	
発症後 5日目に 解熱した 場合						解熱 1日目 2日目 →			登校 OK

*ここに領収書等のコピーを添付してください（一部をのりづけ）